

## 一般事務、司書、専任教員は非承継

### 6・29保健福祉大の独法化に関する県職労交渉結果

6月29日、県職労は来年度4月1日に予定されている保健福祉大学の公立大学法人化に関する職員の身分・労働条件に関わる3回目の交渉を実施しました。

交渉冒頭神田委員長は「来年度の公立大学法人化まで期限が迫っている。働いている職員の身分・労働条件について3月に要求書を提出して交渉を積み重ねてきた。前回交渉では身分について8月がタイムリミット、7月には合意したいとの回答もいただいている。本日は身分・労働条件について具体的な回答をいただきたい。職場に返し判断していきたい」とあいさつし回答を求めました。これに対し人事課及び保健福祉局は、①身分について大学教育職は承継、一般事務職及び司書、専任教員は非承継との考え方。非承継となる専任教員について、平成22年の県立病院独法化の際に県立病院職員であった者や、現在病院からの割愛となっていた者は県立病院機構の身分に戻る。また今後の大学法人への派遣は、県職員の場合は派遣法に基づく派遣となり、病院機構からの派遣形態は、病院機構の身分のまま大学法人に出向する在籍出向の形となる。②労働条件については、大学教育職について兼業規定の緩和、裁量労働制の導入がされる他は、基本的に県に準拠した労働条件となる。③臨任・非常勤の雇用確保・労働条件については8月半ばには示せる。④回答に対する意見集約と判断を示してほしい。と回答しました。回答概要は下表及び裏面のとおり。最後に神田委員長から「回答内容を持ち帰り分会で意見集約をしていきたい。また臨任・非常勤職員の課題は別途協議していきたい」とし交渉を閉じました。



今後、分会集会で回答に対する意見集約と合意について話し合い次回交渉を8月を目途に行います。

#### 《回答概要》

##### 【身分に関して】

保健福祉大学の公立大学法人化により、平成30年4月を目途に設立される新法人への職員の承継については、次のとおりとする。

○ 地方独立行政法人法の規定に基づき、新法人成立の日の前日に保健福祉大学に配置されている職員は、原則として、新法人に承継する。

○ ただし、職員ごとの承継・非承継の区分にあたっては、職種、採用方法、人事異動の状況を考慮する。

##### 【承継・非承継の区分】

職種	区分	考え方
大学教育職	承継	・教育公務員特例法の規定に基づき、保健福祉大学長が選考を実施し、学長の申出に基づいて任期を定めて任用等した職員である。
一般事務、司書、専任教員	非承継	・通常の人事異動の一環として、保健福祉大学に配置されている職員である。

#### 《やりとり》

組合：専任教員で県職員身分に戻る者は。

当局：独立行政法人神奈川県立病院機構ができる以前から県立看護専門学校、県立実践教育センター、県機関におり、以降引き続き、県職員でいる者。

組合：平成22年3月31日に病院にいた者は病院身分に、県にいた者は県職員身分に戻るということか。

当局：平成22年以降に病院に転籍出向したが、また転籍出向を繰り返して現在実践教育センターにいる者も病院に戻るようになる。

組合：県からの派遣は派遣法に基づき3年だが、在籍出向の期間は。

当局：3年。特段の場合延長ありで最長10年。派遣法派遣と同じ期間だ。

組合：在籍出向の意向把握は。

当局：通常の10月意向把握、3月1日に派遣の意向打診だ。派遣法派遣と変わらない。

組合：大学教員の年休取得単位が1日だが、その根拠は。

当局：大学教員以外の取得単位が「1日又は半日。時間単位での取得は合計5日が限度」となるのは、労働基準法適用によるもの。大学教員の「1日単位」は裁量労働制を導入することにより時間単位の概念がなくなるため。

組合：被服貸与について、県では大分改善されてきたが、貸与までの期間がかりすぎる問題があるが。

当局：法人立ち上げ前の事前の準備のなかで貸与が行われると思う。今回は新規採用を考えていないのでその点での心配はない。

組合：貸与被服が県時代のものということはあるのか。

当局：法人として実施するものでわからない。新規貸与ではある。

#### 《病院機構から情報提供》

同日県立病院機構から独法化に関する情報提供を受けました。

##### 【概要】

保健福祉大学の平成30年4月の公立大学法人化(独法化)に関する職員の身分について、本日(6月29日)15時に県が職員団体に対して説明したとの連絡を受けた。県病院労組に対して同内容の説明を行う。

現在、県立病院機構から割愛派遣され実践教育センターで勤務する専任教員の保健福祉大学の独立行政法人化にあたっての身分は次のとおりとする。

○身分について

非承継とすることから現在の身分の意向確認はしない。

○独法化後の派遣

病院機構の身分を有した形で公立大学法人への出向とする在籍出向の形体とする。

現在、県立病院機構から実践教育センターに割愛されている職員は、平成30年3月31日で病院機構に戻した上で4月1日に大学に在籍出向していただく。

配属先、業務内容については、通常の意向申告・面接で確認する。

○給与・福利厚生については検討している。

常勤職員の人事・勤務条件（案）（H29. 6月現在）				
項目	大学教育職給料表適用者		左記以外	
	現行	法人化後	現行	法人化後
雇用関係	身分	地方公務員	公立大学法人職員（非公務員型）	地方公務員 公立大学法人職員（非公務員型）／派遣法による県からの派遣職員／病院機構からの出向職員
	採用・昇任	県と協議の上教授会の議により学長が選考し、知事が任命	理事長が採用・昇任	知事が任命 理事長が採用・昇任
	定年	原則 満65歳	現行どおり	満60歳 県準拠
	任期制	教授：10年再任可／准教授：5年再任可／講師：5年再任可（2回限り）／助教：5年再任可（2回限り、1回目の再任3年、2回目2年）／助手：5年再任可（2回限り、1回目の再任3年、2回目2年）	現行どおり	
給与	給料	大学教員職給料表	県準拠	行政職給料表（1） 県準拠
	給与制度総合的見直しにかかる現給保障	平成31年3月31日で終了予定	県準拠	平成31年3月31日で終了予定
	行(1)6級相当職以上の減額措置	平成24年1月1日～平成31年3月31日の間大学教育職3級以上に減額措置実施	県準拠	平成24年1月1日～平成31年3月31日の間行(1)6級以上に減額措置実施
人事評価・昇給制度				
	定期昇給日	年1回 1月1日	県準拠	年1回 1月1日 県準拠
	人事評価	大学で独自に導入	現行どおり	人事評価システム実施要綱
諸手当	管理職手当、地域手当、扶養手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、退職手当	県準拠	管理職手当、地域手当、扶養手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、退職手当	県準拠
勸奨退職手当			勸奨退職手当 退職日の給料月額を特例月額で算出 退職日の給料月額＋（退職日の給料月額×2%×定年までの残年数）	県準拠
服 務	兼業	兼業（報酬受け取り可） ・他の大学等教育機関での講義：概ね週1回 ・社会教育施設等における講義：年間52回～78回	特定の職種や学科に特化した規程は設けず、職員からの申請に基づき、理事長が個別に判断する。（報酬受け取り可）なお、下記原則に該当する場合は、許可されない。 【原則】・職務の遂行に支障が生じるおそれがある／・兼業先と特別な利害関係が生じるおそれがある／・職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがある／・法人及び職務上の機密を漏洩するおそれがある／・法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがある	県準拠
	職務専念義務の免除	職務専念義務免除（無報酬） ・学会の役員、職能団体の役員等		例外的・限定的 ・公益法人等法人格のある団体の事務に従事する場合／・県の主催又は共催による催しを実施するために組織した実行委員会等の事務に従事する場合／・県が主宰する協議会等の事務に従事する場合等
	営利企業従事許可等の扱い	営利企業従事許可（無報酬） ・兼業に該当しない機関における講義 ・医療機関における診療行為等		
旅費	交通費実費＋雑費(120円)	県準拠	交通費実費＋雑費(120円)	県準拠
勤 務 時 間	始業・就業時間等	人事課と協議	裁量労働制を導入	8:30～17:15 県準拠
	時差・拡大時差出勤	時差出勤・・・育児、介護その他特別な事情がある職員対象、30分繰上げ又は繰下げ 拡大時差出勤・・・職員からの申出(理由は問わない)、1時間半を限度(30分単位)		時差出勤・・・育児、介護その他特別な事情がある職員対象、30分繰上げ又は繰下げ 拡大時差出勤・・・職員からの申出(理由は問わない)、1時間半を限度(30分単位)
	振替休日	1日若しくは半日勤務割振り変更前4週後8週の範囲で変更	県準拠 ただし、振替は1日単位	1日若しくは半日勤務割振り変更前4週後8週の範囲で変更
休 暇	年次休暇	年間20日	県準拠	年間20日 県準拠
	その他の休暇	例 介護休暇 連続した6月(無給) 夏季休暇 5日 育児参加休暇 出産前後8週間で5日	ただし、休暇の取得単位は1日	例 介護休暇 連続した6月(無給) 夏季休暇 5日 育児参加休暇 出産前後8週間で5日
	休業・休職	例 育児休業 3歳に達する日まで		例 育児休業 3歳に達する日まで
社 会 保 険 等	労災関係	地方公務員災害補償基金により補償	県準拠	地方公務員災害補償基金により補償 県準拠
	健康保険	地方職員共済組合(短期給付)	県準拠（公立学校共済組合）	地方職員共済組合(短期給付)
	年金関係	地方職員共済組合(長期給付)	県準拠（公立学校共済組合）	地方職員共済組合(長期給付)
	雇用保険		新規加入	新規加入（派遣法派遣職員は加入なし）
	児童手当	県から支給	市町村から支給	県から支給 市町村から支給
福 利 厚 生	互助会	厚生福利振興会に加入可	県準拠	厚生福利振興会に加入可 県準拠
	健康診断	一般健康診断 年1回実施	県準拠	一般健康診断 年1回実施
	財形貯蓄	一般財形、財形年金、財形住宅	県準拠（法人が実施）	地方職員共済組合で実施
	共済貸付金	地方職員共済組合で実施	県準拠（公立学校共済組合で実施）	地方職員共済組合で実施
	職員研修	職員キャリア開発支援センター研修 等	新法人において検討	職員キャリア開発支援センター研修 等 県準拠（派遣法派遣職員は県研修受講）
そ の 他	メンタル・ハラスメント対策	メンタルヘルス対策推進計画 神奈川県におけるセクシャルハラスメントの防止に対する指針	新法人において対策を検討	メンタルヘルス対策推進計画 神奈川県におけるセクシャルハラスメントの防止に対する指針 新法人において対策を検討
	職員発明に対する報奨金	職務での開発の場合は特許権等は県に帰属	新法人において検討	
	貸与被服	白衣、看護服を職員厚生課から貸与 職員供与物等	県準拠（法人が実施）	白衣、看護服を職員厚生課から貸与 職員供与物等 県準拠（法人が実施）